

平成 24 年 第 1 回 臨時 会

厚 岸 町 議 会 会 議 録

平成 24 年 2 月 17 日 開 会

平成 24 年 2 月 17 日 閉 会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成24年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録			
招 集 期 日		平成24年2月17日	
招 集 場 所		厚岸町 議場	
開催日時	開 会	平成24年2月17日 10時00分	
	閉 会	平成24年2月17日 11時49分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	佐 藤 淳 一	○	9	南 谷 健	○
2	大 野 利 春	○	10	谷 口 弘	○
3	石 澤 由紀子	○	11	中 屋 敦	○
4	佐々木 敬 治	○	12	室 崎 正 之	○
5	中 川 孝 之	○	13	音喜多 政 東	○
6	堀 守	○			
7	金 橋 康 裕	○			
8	竹 田 敏 夫	○			
以上の結果、出席議員13名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	佐 田 靖 彦	議事係長	田 崎 剛
--------	---------	------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1)町長部局

町長	若狹	靖
副町長	大沼	隆
総務課長	會田	周二
税財政課長	小島	信夫
まちづくり推進課長補佐	星川	雅美
町民課長補佐	石塚	徹
保健福祉課長	松見	弘文
保健福祉課長補佐	高橋	俊彦
建設課長	高谷	高
病院事務長	土肥	正彦
病院次長	高橋	敏晴
特別養護老人ホーム施設長	桂川	実
会計管理者	佐藤	悟

1. 会議録署名議員 8 番 竹田議員 9 番 南谷議員

1. 会 期
2 月 1 7 日 の 1 日 間

1. 議事日程
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

平成24年厚岸町議会第1回臨時会議事日程

平成24年2月17日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	議案第1号	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例の制定について
5	議案第2号	厚岸町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例の制定について
6	議案第3号	厚岸町介護老人保健施設条例の制定について
7	議案第4号	厚岸町介護老人保険施設事業特別会計条例の制定について
8	議案第5号	平成23年度厚岸町病院事業会計補正予算

厚岸町議会 第1回 臨時会 会議録

午前10時00分

●議長（音喜多議長） ただいまから、平成24年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

●議長（音喜多議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番竹田議員、9番南谷議員を指名いたします。

●議長（音喜多議長） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。9番南谷委員長。

●南谷委員長 本日、2月17日午前9時から第1回議会運営委員会を開催し、第1回臨時会の議事運営について協議をしましたので、その内容を報告いたします。

始めに会期の決定を行い、引き続き町長提出議案を審議いたします。内容は、条例の制定4件と病院事業会計補正予算1件の計5件であります。

審査方法は、議案第1号から4号までの条例制定は、いずれも本会議において1件ずつ、また、病院事業会計補正予算についても本会議において審査することに決定いたしました。

会期は、本日1日間といたします。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議長） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議長） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましてとおり、本日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日、1日間と決定しました。

●議長（音喜多議長） 日程第4、議案第1号厚岸町宮園鉄北地区集会所条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長補佐。

●町民課長補佐（石塚補佐） ただいま上程いただきました、議案第1号、厚岸町宮園鉄北地区集会所条例の制定について、その提案理由と内容について、ご説明させていただきます。

宮園鉄北地区集会所につきましては、宮園・白浜地区コミュニティセンターが昭和60年1月に建築され、27年が経過し老朽化したことに伴い、厚岸町宮園3丁目5番地に建設中であり、この集会施設が本年度中に完成し平成24年4月1日から集会施設として供用開始できることとなりますことから、厚岸町宮園鉄北地区集会所条例を制定し、この集会施設に係る名称及び位置、管理の方法、施設の利用料金等の各規定を整備し、平成24年4月から利用していただく内容のものでございます。

なお、この施設につきましては、指定管理者制度による管理とするため、施設の設置条例の規定に、指定管理者に管理を行わせることができる規定や、管理の基準等の規定を整備する必要があることから、既に指定管理者制度で運用している山の手地区集会所と同様、既存の厚岸町地区集会所条例とは別に制定させていただき、所要の規定を整備することとしたものでございます。

また、本条例の附則では、厚岸町地区コミュニティセンター条例の一部を改正する規定として宮園鉄北地区集会所の供用開始に伴い、宮園・白浜地区コミュニティセンターについて規定していた部分を削る規定も設けてあり、後ほど条例説明の中で説明させていただきますこととなりますが、あらかじめご承知いただきたいと思います。

議案書1ページ、厚岸町宮園鉄北地区集会所条例でございます。

第1条は設置に関する規定で、地域住民の生活文化の向上及び健康と福祉の増進を図るため、厚岸町宮園鉄北地区集会所を設置する内容でございます。

第2条は名称及び位置で、集会所の名称及び位置は次のとおりとする。名称を、宮園鉄北地区集会所、位置を厚岸町宮園3丁目5番地とするものでございます。

第3条は事業で、集会所は第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

第1号、集会所を地域住民の利用に供すること。

第2号、地域住民の文化及び供用の向上に関すること。

第3号、地域住民の健康及び福祉の増進に関すること。

第4号、その他地域住民のコミュニティ活動の振興に関すること。とするものでございます。

第4条は指定管理者による管理で、集会所の管理は、地方自治法第244条の2、第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体に行わせるものとするものでございます。

第5条は指定管理者が行う業務の範囲で、指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

第1号、第3条各号に掲げる事業に関すること。

第2号、第7条の利用の許可に関すること。

第3号、施設及び設備の維持管理に関すること。

第4号、その他町長が定める業務。とするものでございます。

第6条は利用時間で、集会所の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、町長の承認を得て、これを変更することができる。とするものでございます。

第7条は利用の許可で、集会所を利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

第2項、前項の許可は、1時間を単位として行うものとし、1時間未満のときは、これを1時間とする。

第3項、指定管理者は、管理運営上必要と認めたときは、その利用について条件を付し、又はこれを変更することができる。とするものでございます。

第8条は利用の制限で、指定管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の利用を許可せず、又は利用させない。

第1号、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

第2号、集会所の施設等をき損するおそれがあると認められるとき。

第3号、管理運営上支障があると認められるとき。とするものでございます。

第9条は利用許可の取消し等で、指定管理者は次の各号に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。

第1号、不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。

第2号、利用の目的以外に利用したとき。

第3号、第7条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。

第4号、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第5号、管理運営上支障があると認められるとき。

第2項、前項の場合において、第7条第1項の規定により、利用の許可を受けたものに損害があっても、指定管理者は、その責めを負わない。とするものでございまして、従来の考え方の規定をそのまま整備しているところであります。

第10条は転貸等の禁止で、利用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。とするものでございます。

第11条は利用料金で、利用者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

第2項、利用料金は、利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、利用後に納入することができる。

第3項、利用料金は、指定管理者の収入とする。

第4項、利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

第5項、葬祭を目的として利用する場合の利用料金は、前項の規定にかかわらず、2日を1回の単位として、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。なお、第4項で定める別表1の額、本項で規定する別表2に定める額につきましては、他の集会所との均衡を考慮して定めてございます。

続きまして第6項、町長は、前2項の承認をしたときは、その内容を速やかに告示しなければならない。第7項、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除す

ることができる。とするものでございます。

第12条は、利用料金の還付でございます。既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。とするものでございます。

第13条は特別の設備等の許可で、利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。とするものでございます。

第14条は利用者の責務で、利用者は、その利用が終わったときは、直ちにこれを現状に復して返還しなければならない。第9条第1項の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用を停止若しくは中止されたときも、同様とする。

第2項、利用者が前項の責務を履行しないときは、指定管理者がこれに代わってこれを行い、その費用は、利用者の負担とするものでございます。

第15条は損害賠償でございます。利用者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。とするものでございます。

第16条は町長による管理で、第4条の規定にかかわらず、町長はやむを得ない事情があると認めるときは、集会所の管理に係る業務を行うことができる。

第2項では、前項の規定により町長が集会所の管理に係る業務を行う場合においては、第6条中、「指定管理者」とあるのは「町長」と、「ときは、町長の承認を得て」とあるのは、「ときは」と、第7条、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは、「町長」と、第11条第1項及び第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、同条第4項及び第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が町長の承認を得て」とあるのは「規則で」と、同条第7項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第13条及び第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、別表第1及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第11条第3項は、利用料金を指定管理者の収入とする部分であります。町長による管理とした場合、これを適用しないということでございます。

第17条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。とするものでございます。

次に同じく、議案書4ページ下段からの表、利用料金に係る規定でございます。

別表第1、施設利用料金設定基準額でございます。部屋ごとの1時間当たりの利用料金上限額を規定したものでございます。集会室A300円、集会室B300円、会議室100円、調理室300円。摘要欄ですが、町外の団体若しくは個人又は町内の団体若しくは個人が、入場料、観覧料等料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として利用する場合は、2倍。町外団体、個人の興行的又は収益目的の利用は4倍とする規定でございます。

別表第2、葬祭利用料金設定基準額でございます。1回当たり利用料金上限額を35,000円と規定するものでございます。

別表第1の施設利用料金及び別表第2の葬祭利用料金については、いずれも利用料金の上限額として規定しております。実際に運用する利用料金は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものでございます。

議案書 4 ページにお戻りください。附則でございます。

第 1 項は施行期日で、この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項は厚岸町地区コミュニティセンター条例の一部を改正する規定で、厚岸町地区コミュニティセンター条例第 2 条の表中の厚岸町宮園・白浜地区コミュニティセンターの項を、別表第 1 から別表第 3 までの厚岸町宮園・白浜地区コミュニティセンターの部をそれぞれ削る内容でございます。

また、附則第 2 項の内容に係る新旧対照表につきましては、別に議案第 1 号説明資料として配布させていただいておりますのでご参照ください。

なお、この施設に係る指定管理者の指定に関する議案につきましては、3 月開催予定の第 1 回定例会に上程させていただく予定となっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の内容とさせていただきます。ご審議のうえご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。ございませんか。12 番。

●12 番（室崎議員） 別表第 1 の摘要欄なんですが、良いの悪いのではなくて、意義を明確にするためにお聞きしておりますので。

ここで、「町外の団体若しくは個人が利用する場合又は町内の団体若しくは個人が入場料何々を云々と、こういう書き方なんですが、これはあれですか、読み方としては町外の団体の場合には条件なく全部、町内の団体の場合にはこれこれを行う場合という意味でお書きになっているのでしょうか。文章の読み方としては二通り可能かなという気がしたものですからその辺を明確にしたいんです。

●町民課長補佐（石塚補佐） 私の方から説明をさせていただきたいと思います。

議員おっしゃられるように、町外の団体若しくは個人につきましては、2 倍。町内の団体若しくは個人が入場料、観覧料等利用料金を徴収して興行的行事又は収益を目的として利用する場合は 2 倍という意味でございます。

●議長（音喜多議長） 休憩します。

[休憩 午前 10 時 18 分]

[再開 午前 10 時 20 分]

●議長（音喜多議長） 再開いたします。副町長。

●副町長（大沼副町長） 別表 1 の摘要欄の解釈でありますけれども、前段の文章、1 行から 2 行目にかけて、又はと。

1 行目でございますが、「町外の団体若しくは個人」というのは、これは町外の団体若しくは町外の方というふうに、まず、切らせていただく。

「又は」というのは、町内の団体若しくは個人で、興行等をして利益を求めるというよ

うな利用をされる場合には、本表で規定している額の2倍をいただきますと。括弧書きの方は、町外の団体が、今、後段で言いました興行的行事等をして収益を得るというような場合は4倍の料金をいただくという内容でございます。

●12番（室崎議員） 確認するために申しあげますが。

そうすると、町内の団体がこの、基本的にはこの料金なんだけれども、観覧料をとったり、いわゆる興業だとか商売だとかで使う場合は倍いただきますよと。町外の団体や個人がやる時には、その町内の団体や個人のやる例の倍をいただきますよという意味ですね。

それで、今回、私、これで悪いとは言わないんだけど、二重になるべく読めないように規定を明記すべきだと思うんですよ。これは今後に向けての検討課題としていただきたい。

例えば、「団体個人が、かくかくしかじかの目的で利用する時の2倍とする。」と、括弧書きで、「なお、町外の団体個人である場合には、全てその町内の団体の2倍とする。」とかというような書き方をしておく絶対には迷わないんですよ。

その、これだと、この「又は」とか何とかというのでもって、最初のフレーズがどこで切れるのかがちょっとわかりづらい文章だったので、確認ということでお聞きしたわけですが、今後の課題としていただきたいというふうに考えます。

●副町長（大沼副町長） この規定は、山の手の方の条例規定と手法を合わせたということでございます。

ただいまの規定の仕方、これはワンセンテンスで、なかなか読みにくいというか解釈がしづらい部分があるかと思います。手法としては、条件を分けて1つのセンテンスでどういう条件、次のセンテンスでどういう場合はというような規定の仕方もできようかと思います。検討させていただきたいと思います。

●議長（音喜多議長） よろしいですか。10番。

●10番（谷口議員） 1つお伺いしたいのは、この、廃止の条例をここに、附則で持ってくるのが良いのかどうなのかというのが1つお伺いしたいと。

それから、今回の料金設定なんですけれども、時間当たりの料金だけが設定されていますよね。それで、今までの集会所等の、住の江もこういうふうになっているのかもしれないんですけれども、他の施設は、それぞれの部屋の利用使用料、その他に電気料、水光熱費といいますか、そういうものを決めておりますよね。そういうふうになっていないのはどういうことなのか。

例えば冬季と夏季では当然暖房だとかで違いが出てくるし、冬は夜が早く来ますからそういう点では電気、暖房料がかかりますね。そのあたりはどういうふうに考えてこういうふうになっているのか、教えていただきたい。

●副町長（大沼副町長） あの、料金の設定の考え方については担当補佐の方からご説明を申し上げたいと思います。

条例の改正手法であります。1つの条例の中で他の条例を廃止するという手法は、これは認められております。どういう考え方かといいますと、条例と他の条例、これは同格でありますから、議会の議決を経てその条例が施行されるという形になりますので、同格のものについては、同格の条例の中で廃止若しくは一部改正、これができるということになっております。

●町民課長補佐（石塚補佐） 利用料金につきましては私の方から説明をさせていただきます。

宮園鉄北地区集会所の利用料金につきましても、既に指定管理者で運営をしております山の手地区集会所同様に部屋の使用料、それから暖房の費用、電気代等を加味して計算してございます。

地区集会所条例につきましては、1時間当たりそれぞれ規定をしておりますが、山の手地区集会所、それから今回の宮園鉄北地区集会所条例につきましては、上限額の設定ということでそれらを全て加算しまして表記させていただいております。

●谷口議員 そうすると、この料金なんですけれどもね、前回、宮園白浜コミュニティセンターの使用料を見ますと、集会室であれば1時間当たり115円50銭ですか、というふうになっていますよね。

そして、電気料が1時間あたり73円50銭、暖房料が168円と。こういうのを加味して、今回この300円とかになっていますよね。そういうあたりはどういう計算をして300円になっているのですか。

●町民課長補佐（石塚補佐） 私の方から説明をさせていただきます。

例えば集会室の使用料の計算でございますが、現行の施設であります宮園白浜地区コミュニティセンターにつきましても、同じくその部屋の面積、それから電気、暖房等を加味して設定をしております。それを全て足しますと宮園白浜地区コミュニティセンターの集会室が74.52平米で、併せて357円。対しまして宮園鉄北地区集会所におきましては、集会室が2つに分かれていまして、集会室Aで49.69平米で300円、それからBで43.8平米で300円、併せまして93.57平米で600円と。

面積にしますと19.05平米多くなりまして、面積、それから暖房、ストーブですがストーブの能力、それから使用時にかかります電気料を加味しますと、それぞれ集会室A、Bが300円ずつで併せて600円というふうになるものでございます。

計算方式につきましては、従来通りの計算方式を踏襲させていただいて計算しております。

●10番（谷口議員） あともう1点お伺いしたいんですが。

葬祭利用料の設定なんですけれども、35,000円ですよね。これ、他の施設と比較しても上限設定額は高いのではないのかなというふうに思いますけれども。

今までのコミセンを見ても、上尾幌の冬期でも19,000円ですよね。今までのを見ますとね。それで、この、実際に利用する時に指定管理者の方で決める利用料金というのは、ま

た別になるんでしょうか。ちょっと高すぎないのかなというふうに思うんですが、その辺ではどうなんですか。

●町民課長補佐（石塚補佐） 葬祭利用料についてでございますが、宮園白浜地区コミュニティセンター、現行の施設では夏期は4,470円、冬期は1回あたり6,660円という設定をしております。

それで、新しく4月からできる施設、宮園鉄北地区集会所につきましては、35,000円とさせていただいているものでございますが、この35,000円の積算につきましては、同じく指定管理者制度で運営を行います山の手地区集会所と同様で、利用時間を1回あたり30時間という設定をさせていただきまして、その中で施設全体を、ホール、それからトイレと全て、要は集会施設を貸し切るという形で積算をさせていただいております。

その積算で計算をしますと、全室を利用する場合、1時間あたり1,000円という計算になります。それを30時間ですので、部屋代、全室の利用料金としては30,000円となっております。その他装備による特殊の利用ということで、ホール、調理室、ガスの利用とかそういう部分でございますが、その他水道使用料等を含めまして、その分が併せて5,000円と、計35,000円という計算をさせていただいております。

確かに現施設から見ますとかなり高い上限の設定となっておりますけれども、指定管理者制度で運営する場合、収入につきましては、指定管理者の収入となりますので、山の手地区集会所と統一を図らせていただいた計算としてございます。

●議長（音喜多議長） 他ございませんか。9番。

●9番（南谷議員） 本条例はですね、今般完成する宮園鉄北地区集会所の指定管理者に係る条例の制定でございますが、第4条で、指定管理者の指定、3月の、先ほどの説明では1定で選定を、指定を行うという説明がありました。

ちょっと先走రుようでございますが、指定管理団体をどのように、もうすぐでございますから、事務方の方ではある程度想定をされておられるのかどうなのかその辺、まず、お伺いをさせていただきます。

●副町長（大沼副町長） これは、先ほどの説明でもさせていただいておりますが、3月に予定されている第1定で指定管理者の指定という議案を上程申しあげて、ご検討いただきたいというふうに考えております。

それで今、考えておりますのは、できれば地元の自治会にお願いをしたいというふうに考えております。

●9番（南谷議員） おおよそ、推定の話で申し訳ないんですけれども、私、危惧するのはですね、山の手に続く指定管理者制度に移行しての運営ということですから、指定管理をする責任、それからこの施設を利用する皆さん、今までと同じに運用を考えておられるのかどうのかなと。

新たに、山の手の皆さんは第1号でやられてスムーズにいつているように伺っておるん

ですけれども。多くの住民の皆さんがおるわけですが、この事業を進めるにあたって建物はできた、見えるからわかるんですけれども、指定管理者制度になっていくということが十分周知されているのかな、地域の皆さんが管理責任、それから利用する場合どうなのかな、戸惑わないのかなと、この辺の取り扱いについて町としてどのようなとり進めをしてこられたのかお伺いをさせていただきます。

●副町長（大沼副町長） これは、宮園白浜地区コミュニティセンターが相当老朽化をしてきて、特に集会室ですか、それから和室がございましたけれども、老朽、腐食がかなり進んでしまって大変だということで、その代替施設、新しい施設を造っていただきたいという地域要望が強く行政の方になされておりました。

検討の結果、本年度、間もなく完成予定という運びになっております。この地域からご要望をいただいた段階で、できれば住の江の山の手地区集会所のような管理運営をお願いできないかということは事前に打診をさせていただいております。

ただし、これは議会の議決事項でありますから、指定管理者がどこになるかというのは議会の議決事項でありますから、行政としてはそういう考え方をもっておりますけれども、議会の議決が得られた段階では、そのようにお願いをしたいということで、自治会長なり役員の方たちにご相談を申し上げて今日にいたっているという状況でございます。

●9番（南谷議員） 議会が議決をと言われるんですけれども、当然、建物が建って従来の指定管理というわけには私はいかないと思うんですよね。

その辺、十分地域とのコンセンサス、自治会の皆さんとの管理運営についての地域の皆さんの理解を十分取られていかれるように、きちっといくべきと考えます。いかがでしょうか。

●副町長（大沼副町長） 今、お話があったとおりでございますので、地域の皆さんと十分理解をいただくように進めたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議長） 他、ありませんか。6番。

●6番（堀議員） 私も指定管理者についてちょっとお聞きしたいんですけれども。

指定管理者が3月の1定で上げるという予定なんですけれども。これを、例えば公募をして、指定管理を受けたいというというような法人、その他の団体を公募するという考え方がないのかなと。

というのもですね、利用料金が先ほどから説明があったように、利用料金というのが指定管理者の収入になる。じゃ、その施設をいろんな方法で使ってもらって、収入を得れば、当然それは法人、その他の団体の収益となるわけですから、委託料として受ける分と合わせても十分な事業として成り立つ場合というものも当然あると思うんですよ。

そういうものを考えた時には、今、先ほど副町長の方からは地域、自治会を想定しているんだということなんですけれども、それ以外のところもやはり受けるというようなものも、やはり門戸としては開けなければいけないのではないのかなと。そういうことによっ

て利用計画を出してもらった中でやって。例えば、利用料金が団体の収入になるのであれば、例えば委託料をその分を減額することができるとか、それは今後の指定管理者との契約の中で、そういうふうに謳うことになると思います。

指定管理者が出してくる事業計画で、利用料金ができるだけ多く見込めるような事業計画を出してきた団体に委託する方が、より町としては有利だというふうな話になると思うんですけども。そういうものも考えた段階では、そういう公募というものが必要になってくると思うんですけども、この点についてはどうお考えでしょうか。

●副町長（大沼副町長） 考え方としてはそういうことも考えられるかと思います。

ただし、厚岸町の条例で公の施設を、正式名称はちょっと今申し合せませんが。公の施設で指定管理者を指定する場合の規定している条例がございます。この中で、公募によらない場合という規定がございます。公募によらない場合の相手方となりうるのは、公共的団体、公共団体、公共的団体というふうに限定されております。それと町が二分の一以上出資している団体があります。

そういう条件を付された中で地元の自治会、と言いますのはこの指定管理者制度の導入の目的そのものが、公の施設についてはそれまで公共団体若しくは公共的団体以外のところには管理運営をしてはならない。限定されていたものを民間団体等でもその管理運営をすることができるという自治法の改正があって、そうしたものでございますが。

ただし、この公、特に集会所的な施設につきましては、原則、地元の皆さんで管理運営をしていっていただくということが、公の施設としての使命を果たす大きな要因になるのではないかというふうに考えます。そうした時に一般公募等をしてしまいますと、また、別の、要するに地域の方たちの利用になかなか合致しない部分が出てくる可能性が大であります。

そうした時にこの公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例、これの規定を用いまして、用いましてと言うか、その規定の中で公共的団体をお願いをしたいというふうに今のところは考えているところでございます。

●6番（堀議員） わかりました。

ただ、やはりそういう可能性というものも検討の中では、もっていなければならないというものがあるものですから。やはりそういう考えというものも自治体としては今後考えていってもらいたいなという意向ではあるかなと思いますので、質問させていただきます。

後ですね、最近、住の江地区集会所、そして今回の宮園鉄北地区集会所ですか。指定管理者、事前に自治会要望を受けた時に、造るからそれを指定管理者に指定管理をしたいんだというような打診をあらかじめする、しているというふうに言っているんですけども。何かそうなるとですね、その、地元から建設要望というものを上げた時に、この指定管理者というのが条件のようになってしまうんじゃないのかなと。

当然、自治会によっては指定管理というものができないようなところもあると思うんですよ。人数が少ないとかいろんな条件の中で。ただ、先ほど来、住の江や今回の宮園もそうなんですけれども、何か、建設するための条件として、町が付している。これを受けな

ければ建設することはできませんよというようなものを自治会の方に与えてしまうのではないかと、そういう懸念があるんですけれども、この点についてはどのようにお考えなのでしょうか。

●副町長（大沼副町長） ご懸念はよくわかりますが、そういうがんじがらめの条件を付してお願いをしているわけではございません。

自治会の組織というのは、コミュニティーを自らの力でどうやって運営していくかということを考えながら、地域住民の皆さんに役立つ活動をしていただいていると。

その中で、その地区の皆さんで、その会館なりを運営していただくことはできませんかという打診はしますが、それはお受けをいただける町内に33ある自治会の皆さんが、同一条件ではありませんからその辺は十分に配慮して対応してまいりたいというふうに思います。

●6番（堀議員） 最後なんですけれども。重ねてお願いなんですけれども、やはり今後いろいろな自治会からの建設要望というものがあつた時に、やはりそれが、今回のような指定管理制度の導入というものが一つの条件にならないように、当然、公の施設を管理するのは地方自治体が主体ですから、それを指定管理というのはあくまでも委託するといった中では、やはり建設要望に対しての条件とならないということを重ねてお願いしたいなとうふうに思います。

今後、どんどんどんどん施設が老朽化してくるわけですから、それらの建て替え要望というのもいろんな自治会から出てくると思います。そういった中で例えば優先順位を付ける時にも指定管理を受けるところを優先させるとか、そういうようなことがないように行政運営というものを心がけていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

●副町長（大沼副町長） ただいまのお話、十分、対応を図ってまいりたいというふうに思います。

●議長（音喜多議長） 他、ございませんか。なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第5、議案第2号、厚岸町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第2号、厚岸町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この度の改正要旨についてであります。1つ目として、新たに本年4月1日から町立厚岸病院の療養病床から転換して行う介護老人保健施設における3事業を厚岸町が行う介護サービスに追加する必要があることから、厚岸町が行う居宅サービス、施設サービス等に係る事業の利用者負担などの必要事項を規定している厚岸町介護サービス事業条例について、所要の改正を行うものです。

2つ目として、平成23年6月22日に公布され、本年4月1日から施行される介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法の条項番号が変更されるため、介護保険法の条項番号を引用している厚岸町介護サービス事業条例、町立特別養護老人ホーム条例、厚岸町保健福祉総合センター条例について、所要の改正を行おうとするものであります。

また、この条例は、3条で構成されておりますが、ただいま申し上げましたとおり、このたびの改正が3つの条例に及ぶものであることから、条例の題名を厚岸町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例として、第1条を厚岸町介護サービス事業条例の一部改正について、第2条を町立特別養護老人ホーム条例の一部改正について、第3条を厚岸町保健福祉総合センター条例の一部改正について規定しておりますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。

お手元に配布の、厚岸町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。第1条の改正は、厚岸町介護サービス事業条例の一部改正でございます。

第1条につきましては目的の規定に、町立厚岸病院の療養病床から転換する介護老人保健施設で行う介護保険施設サービスを提供することを追加する内容でございます。介護保険施設サービスとは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいうものでございます。

第2条につきましては、厚岸町が行う介護サービス事業の規定で、介護老人保健施設で行うサービスを追加する内容などでございます。同条第5号は、介護保険法改正による引用番号の変更でございます。同条第7号及び第8号は、サービスの追加でございます。第7号は介護保険施設サービスの追加で、内容は第1条での説明の内容。第8号は短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の追加で、短期入所療養介護とは、介護老人保健施設などの施設に短期間入所する居宅要介護者について、施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいうもので、第1条に規定する指定居宅サービスに含まれるサービスでございます。

第3条は事業所の名称等の規定でございます。第3条の各号列記以外の部分は、前条で追加した第7号及び第8号の事業の追加による内容です。同条第1号キは、前条第7号の介護保険施設サービスの運営を行う施設の名称として、厚岸町介護老人保健施設とする規定、同条第1号クは、前条第8号の短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所の名称として、厚岸町介護老人保健施設指定短期入所療養介護事業所及び

厚岸町介護老人保健施設指定介護予防短期入所療養介護事業所とする規定でございます。同条第2号エは、追加した事業を行う事業所の所在地及び運営を行う施設の開設の場所として、厚岸町住の江1丁目1番地とし、この住所は町立厚岸病院の所在地とするものであります。

第4条は、事業の対象者の規定でございます。第4条第2号は、現行規定に規定されていなかった老人福祉法の法番号の追加を行う内容です。同条第6号は、介護保険施設サービスの対象者、第7号は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の対象者でございます。第6号及び第7号、いずれも介護保険法における対象者である被保険者と65歳未満であり、介護保険法上の被保険者とはならない特定疾患を持つ生活保護受給者としております。

第5条はサービスの利用にあたっては規則で定める契約書により契約を締結する規定でございます。現行には前条第1号から第6号までと規定しておりますが、平成20年9月の一部改正において改正の誤りがございました。その時の改正では第2条に第6号を追加する改正を行いましたが、第5条では前条とする第4条の規定を指しているにもかかわらずこれを誤って第2条改正に伴う字句の整理として行い、前条にはない第6号として改めてしまったというものでございました。内容的には前条に規定する対象者の全てが契約を締結するものでございますので、改正案では前条各号に規定するに改め、同条中現行の第2条第1号か第6号までにつきましても、第2条に規定するサービス全てについて契約を締結するものでございますので、第2条各号に改める引用番号の整理を行う内容です。

第6条は利用者負担及び実費に相当する費用の規定でございます。第6条第1項第1号は、前条と同様に平成20年の一部改正において、改正誤りにより第4条にはない第6号としてしまった部分で、これを削除するものです。同条第2号は、第7号を追加するもので、第7号とは短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業の対象者でございますが、内容的には特別養護老人ホームへの短期入所と同様な介護保険法の規定に基づく算定方法となります。なお、現行の法第51条の2を法第51条の3に、法第61条の2を法第61条の3に改める部分は、介護保険法改正による引用番号の繰り下げでございます。同条第4号は、当該介護福祉施設を当該指定介護老人福祉施設に改めるものですが、法律で規定される文言に整理する内容です。同条第5号は、事業の追加による内容です。第4条第6号に規定するものとは、介護保健施設サービスの事業の対象者でございますが、内容的には前号の第4号に規定される当該指定介護老人福祉施設。これは特別養護老人ホームを足しますが、その入所と同様な介護保険法の規定に基づく算定方法となります。

同上第2項及び第3項は実費に相当する費用を徴収する関係規定であります。現行に第2条第1号から第6号までとありますが、これは第2条の全ての号を指しており、改正後においても全ての号を指すこととなりますので、改正案は第2条各号とする引用番号の整理を行う内容です。

第7条は会計の区分の規定でございます。事業の会計は特別会計とする内容です。なお、現行の規定では第2条第6号について規定されておりましたが、これは町立厚岸病院における訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにかかる事業でございますが、これまでどおり特別会計の病院会計で行うものとし、新たに第2条第7号及び第8号に追加する介護保険施設サービス短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養

介護につきましては、議案第4号により提案する厚岸町介護老人保健施設事業特別会計条例の制定により、特別会計とすることで第2条第1号から第5号を、第2条各号に改めようとする内容です。

附則第3項は、利用者負担の減額規定であり、同項第5号アを、同項第4号アに改めるものでありますが、平成20年3月の一部改正において改正漏れがございました。その時の改正では第6条第1項第4号を削除し、第5号を第4号に改める改正を行いましたが、この改正で附則第3項中、同項第5号アを同項第4号アに改めるものでありましたが、これを見落とししたものとわかりました。実際の運用では同項第4号アに規定する特別養護老人ホームについての減額をしてまいりましたが、この際に引用番号の繰り上げを行い規定を質すものでございます。

次に、第2条の町立特別養護老人ホーム条例の一部改正についてであります。第1条第6号中、第8条第24項を第8条第26項に改めるもので、介護保険法改正による引用番号の変更でございます。

次に第3条の厚岸町保健福祉総合センター条例の一部改正についてであります。第11条中、第115条の39第2項を第115条の46第2項に改めるもので、第2条の改正と同様に介護保険法の改正による引用番号の変更でございます。

以上で改正内容の説明を終わりますが、これまでの改正において、多々不備がありましたことについてお詫びを申し上げます。今後、このようなことがないように十分留意してまいります。議案書の8ページにお戻り願います。附則でございます。この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上大変簡単な説明ではありますが、ご審議のうえご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。9番。

●9番（南谷議員） 本年度は、介護保険法第117条によりまして、3年を1期とする介護保険料の見直しの年でございます。おそらく3月の定例会において、その改正の数字が上程されると思いますが。この24年からの介護保険の関係に今回のこの介護保険の事業の数字というものは盛り込まれているのかどうなのか。この新たに、第5期の計画の中に、議員協議会では説明を受けたんですけれども、再度確認をさせていただきたいと存じます。

それからですね、この施設を利用する利用者の負担。例えばですね、病院の療養の方と比較してどうなのか。それから、現在心和園を利用されている方々と比較いたしましてどのようになっているのか。さらには、介護保険料の観点から町民レベルで、1号と2号の保険料はどのようになるのかお尋ねをさせていただきます。

●保健福祉課長（松見課長） ただいまのご質問については、3点というふうに確認させていただきますけれども。

1点目の介護老人保健施設の事業を実施するにあたって、その給付費を次期介護保険事業計画の中に見込まれているのかということでございます。現在、策定中においてその事業費を推計し、保険料算定にあたっているところでございます。

また、利用者の負担でございますけれども、現在の医療療養型の入院、現在の2階の部分でございますけれども、町民税世帯が非課税というラインで計算してございますけれども、現在の病院の方は16,612円と26,212円、このラインが非課税の部分でございます。

これが老健、老健と略して言わせていただきますけれども、になりますと、今度は、今までは医療保険という適用でしたので1割負担という適用でございます。

今度は、老人保健施設は介護保険法の適用でございますので、1割負担に加えて所得段階別に料金が定められていくことになります。それで、1段階については月額18,100円から27,700円。先ほどの療養型の方については、16,612円から26,212円と、こういった関係でございます。それが現在との関係でございます。

心和園の関係でございますけれども、ただいま申し上げた老人保健施設、18,100円から27,700円の中でございますけれども、介護報酬自体が基本単価、介護老人保健施設は10,610円、その1割負担になるんですけれども。特別養護老人ホームはそれより若干低い額で、9,000円となっております。この関係で給付費の介護報酬の関係で1,000円が違ってまいります。老人保険施設の方が1,000円上回るということで、その1割負担ということになると、1日100円が上回るという状況なんですけれども、これについてはそれぞれ1段階から4段階、これは所得段階でございますけれども、負担限度額というのがございます。それで申し上げたのが先ほどの18,100円から27,700円。こんなことでほぼ、心和園と同程度の負担になるかなということでございます。

それから、1号と2号の保険料がどのようになっていくのかございますけれども・・・失礼いたしました。第4期、現在の介護保険料から第5期、今、算定中の保険料については、増加する状況となっております、その1つの要因と言いますか、今回は介護報酬の改定、それからグループホームの増床、それからこの介護老人保健施設の開設といったこの増加要因がございまして、その1つの要因となって、介護保険料が上昇する内容になるというふうに現在算定させていただいているところでございます。

なお、2号被保険者につきましては、これは厚岸町が定める額とはならず、医療保険の健康保険組合だとかそういう医療保険者の方で算定することになりますので、この厚岸町の介護サービスの状況によって個々に変化する内容ではございませんので、その影響についてはちょっと計算ができない状況でございます。

●9番（南谷議員） 2点目の関係は、わかったんです。あまり大きく差異はないなというふうに理解をさせていただいたんですけれども。

保険料の関係なんですけれども、聞き方がちょっとまずかったのかなという気がしております。2号はおっしゃるとおり国がらみの、2号にしてもいずれ上がるんだろうなという理解をしておりますし、1号についてももう少し詳しく。改めてというふうわけにもいかないので、わかる範囲でいいんですけれども、実際、4期の分と5期の分でこの施設を造る部分でどんな影響があるのかという程度でいいですから、もう少し詳しく説明をしていただければと思います。

それから、今回、このサービス事業を老健の関係で厚岸町として取り組むわけですが、介護サービス事業関連で、総事業費、どのくらいになるのか。それから、その総事業費に対しまして国の補助、それから町の負担割合、町民の負担部分というのは、およ

その数字でどういうふうになっていくのか伺いをします。

●保健福祉課長（松見課長） 1点目の老人保健施設の開設に当たって給付費を見積もるところから保険料の算定が始まります。

保険料については平成24、25、26年の3年間の総事業費の21%を1号被保険者の保険料として定める規定がされております。今回、介護老人保健施設に係る事業費としては、約2億4千万円程度の3カ年事業の分を見ております。それを、1号被保険者の負担割合は21%という規定がございます。約5千万円の保険料となります。これを今回算定したところ、月額にして455円程度の算定がされております。先ほどのご質問は、事業費は、いわゆる介護保険料算定における全体の事業費をさしているんだということで理解させていただきますけれども。

今回の第5期にあたっては、28億8千万円程度、これは3カ年分でありますけれども、そのように見込んでいるところでございまして、厚岸町における負担はその内の12.5%、これは規定をされていることでございます。国においては国庫負担が20%という規定、並びに財政調整交付金5%という規定がされております。このように今の割合でもってそれぞれの負担となるところでございます。

●9番（南谷議員） 3回目ですね。頭がまだこんがらかっているんですけれども。

確か今、説明ではですね、およそ月額で455円くらいのお話、アップ率というんですか。455円って言いましたっけ。確か、前回、議員協議会で説明をいただいた分なんですけれども、第5期では、4期が4,550円この負担。それがいろいろ推計して第5期の5,100円という推計をされて、こういう資料をいただいたんですよね。実際のところ厚岸町としては、今回、この事業をやるので、これを折り込んでいて、今朝の新聞にも出ていました。厚岸町のこの事業を加味した中で実際に次の算定でも、1定でも出てくるんでしょうけれども。実際のところこの数字は、5,100円というものが動かないのかどうなのかなというのは非常に試算していたところなんです。この辺の関係についてもう少しお尋ねをさせていただきます。

●保健福祉課長（松見課長） 介護保険料につきましては、3年に一度見直しすることが法律で定められておりまして、介護保険事業計画というものを策定し、その中に保険料算定を盛り込むものでございます。

なお、介護保険事業計画につきましては、今後3年間の厚岸町における介護サービス資源の整備であるとかそういったものを要介護者を推計し、人口の減少等を推計し求められるものでございます。

そこでこれらの必要なサービスを事業者等の事業開始の意向であるとかそういったものを調査した上で、これまでの利用に加えて要介護者の増加などを見るなどし、推計をさせていただきます。

その結果、先般、議員協議会においてご説明させていただいた5,100円というものが算定しているものでございまして、現在までその状況について、今のところは動かない状況でございます。

●議長（音喜多議長） 他、ございませんか。なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第6、議案第3号、厚岸町介護老人保健施設条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） ただ今上程いただきました議案第3号、厚岸町介護老人保健施設条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。始めに、この度厚岸町介護老人保健施設条例案を提案申し上げる経過についてであります。

町立病院では町立厚岸病院改革プランに基づく病床数の適正化を図るため、昨年12月の第4回定例町議会において厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部改正により、この4月1日から医療療養病床32床を廃止して一般病床の55床に削減・統合することを可決いただきました。

また、プランでは2階病床の廃止後の有効活用を検討するとしており、昨年の条例審議の際は、1月の議員協議会においても今後のスケジュール等を含め説明をさせていただいておりましたとおり、廃止後の病棟の有効活用として、病床から用途を変更し転換を図る場合で、施設基準の緩和措置が適用され、現状の病院施設からの移行が容易に可能となる医療機関型医療機関併設型小規模介護老人保健施設、いわゆる老建への転換が現時点では最も有効であるものと準備を進めてきたところであります。

この施設の主な役割としましては、病院と心和園の中間的な施設で、一定程度落ち着いた病状を維持しながら必要とされる医療や介護を受け、在宅に戻るまでのリハビリを主とした機能訓練などを行い、在宅復帰を支援する施設で、厚岸では最初の施設となります。利用者につきましては、現在、医療療養病棟の入院患者の中で病状の比較的安定している患者と、特養入所待機者、現在リハビリ通院中の方や身体機能の衰えて自宅での生活に支障がある方など、医療、入院の枠を超えた利用が可能となり、これからの一層の高齢化における健やかな生活を支援する新たな役割を担うものであります。

なお、病院からの転換型施設でありますことから、病床廃止と同時に新設の届け出を行うことが必須条件となるため、昨年から釧路保健所等の指導の下、病院施設からの転用に係るいくつかの課題の整理、調整を進めてきたところ、提出中でありました施設整備計画の事前協議が1月30日付で北海道の介護老人保健施設整備検討委員会の承認を得ましたので、この度事業運営に係る施設の設置条例を制定しようとするものであります。

それでは、各条文の内容の説明に入ります。

最初に、この条例の題名を、厚岸町介護老人保健施設条例とするものです。

第1条では、施設の設置規定であります。介護保険法第8条第25項の規定に基づく、介

護老人保健施設の目的や役割として、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設であり、入所者の自立を支援し、居宅における生活への復帰を目指す役割をもった施設である旨を規定するものであります。

なお、実施する事業内容につきましては、先の議案第2号、厚岸町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例の提案説明にありましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

続いて第2条は、名称及び位置であります。施設の名称を、厚岸町介護老人保健施設。位置につきましては、町立厚岸病院の住所と同様に、厚岸町住の江1丁目1番地とするものです。

第3条では、施設の入所定員を23人と規定しています。病院内施設を利用することから、現在の病室の配置や一部の供用部分となる廊下の位置など、老健施設としての区画を考慮して釧路保健所と協議を経て23人とするものです。

第4条では、職員の配置規定を設け、必要な職員を置くことを規定します。

第5条は、規則への委任事項の規定であります。以上が本則の説明であります。

続きましてこの条例の附則についてご説明いたします。

附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。説明資料として、別に新旧対照表を配布しておりますのでご参照願います。

この老健施設には、施設条例の第4条に、必要な職員を置くことと規定しているとおり、看護師、準看護師のほか、介護を業務とする職員の配置を予定しております。これらの職員にあっては入所者のお世話をを行うなど、看護、介護の業務に従事し、交替制により深夜の時間帯に正規の勤務時間が割り振られることも当然にあることから、町立病院や特別養護老人ホームと同様、この特殊な勤務に対して夜間業務手当を支給する必要があるため、第7条に、第3号として1号を加える改正をしようとするものであります。

以上、本条例案の説明とさせていただきます。なお、この条例の施行規則案として、議案第3号参考資料その1、2階平面図として議案第3号参考資料その2を別に配布しておりますので、参考に供してください。

以上、簡単な説明であります。よろしくご審議のうえご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。6番。

●6番（堀議員） 1点だけちょっと気になったところがあるんですけども。議案第3号参考資料その2、平面図ですね。でお聞きしたいんですけども。

変更後に老健施設区域の右上の方に療養室、8ベッド分というのかな、8人分があるんですけども、この入所者に対しての管理というものが十分になされるのかなという心配というかなですね、部屋を出てエレベーターや階段というものを、サービスステーションの前を通らずに行けるようになるんですけども。そういった段階で管理的な問題というものは支障がないんでしょうか。これについて教えてください。

●病院事務長（土肥事務長） おっしゃる質問の内容につきましては、介護度がどうかということとか、症状、病状等によってはという意味合いだと思いますけれども。

今の医療療養型もそうですけれども、重い方はなるべくナースステーションの、症状の重い方はなるべくナースステーションの近くの病室に移動してもらうような措置も適時行っているわけでありまして、そういった配置の、使っていただく療養室の何といいますか、適時なと言いますかね、区分けを行いながらもですね、ここの2つの療養室につきましては、これはできれば短期での入所者、利用の方の区域といいますか療養室にできるだけ振り分けていきたいというリハビリテーション室の考え方もありますものですから、ここは比較的軽い方ですね、病状の軽い方の適用の方を主に入所していただくという方向で考えております。

そういうことでおりますので、離れてはおりますけれども、今も療用病床として使っておりますので、特に問題はありませんし、そういった、今、前段申し上げましたとおりの配慮をしながらの療養室の使用ということを心がけているということでございます。

●6番（堀議員） 今は、小会議室か機材庫なんですよ。ですから当然、ここを人が通るというものを全然想定していない内部の造りなんですよ。ここに、やはり人が入ると。夜間とかも常時見ておくことができないのであれば、例えば、急に症状が悪化したりとかもあると思うんですけれども、それ以外にも歩き回ったりとかそういうような懸念があるのではないかと。

エレベーターや階段というものが改めて言いますけれども、サービスステーションを通らないで行けるような段階では、ちょっとやはりこちらの方の管理の仕方というものをもう少し万全に、何らかの手立てというものが become 必要になるんじゃないかというふうに懸念をしちゃうんですよ。比較的軽い方というんですけれども、軽い方の方が出歩くとかそういうことがよりできることになってしまうのではないかとそういうふうに思うんですよ。もう少し何らかのものが become 必要ではないかという懸念は覚えるんですけれども、この点については本当に心配はないんでしょうか。

●病院事務長（土肥事務長） 比較的軽い方というのは、もちろん動ける方ではありますが、認知症の軽い方ですとか動いても差しさわりのない方という意味での軽い方があります。

ですから老健施設は医療施設ではありませんので、比較的医療のあまり必要のない方、認知症も含めてどういった方を受け入れるかについても判定会議の中で協議をしながら、決して今の体制で入所に支障が出るような対応の仕方ではなくて、その範囲で対応できるような方の入所を図っていくと。

特にこの場所については、懸念されるように離れておりますので、短期入所の比較的、本当に比較的軽い方、認知症もないような方を主にここで入所していただくということで、今、検討を進めているところです。

●議長（音喜多議長） いいですか。他、ございませんか。9番。

●9番（南谷議員） 数字的な事は次の議案でお尋ねをさせていただきます。

1点だけ、実はいよいよ老健が動き出すんだなということで、2月14日、朝刊に各戸に配布されました。朝起きてこれを見て、いろいろな複雑な思いをいたしました。この日、議案配布なんですよ。まだ、着いていないんですよ、僕、たまたま午前中に釧路に行く用事があったものですから、議案は夜見ました。ま、そのことについてはですね、議会の招集権というのは理事者側にあるんですけれども、自分も議員でありますから、それくらい、その老健の新たな事業に取り組んでいくという、その道の、保健所の許可の問題等いろいろ多くの課題がある中で、町民目線で18日の召集案内が出されたということは、僕はね、病院に敬意を表する次第なんです。議員よりも町民の皆さんに配慮をしたと。広く理解をしていただく。これがやっぱり、事務長もそれなりに判断をされてそういう配布に至ったんだろうなと。苦渋の選択をされたのかなといういろいろな思いをさせられました。

1点気になったのは、それは朝起きた時にそう感じたんですね。それくらい今回の病院の新たな改革というものを会計は別にして事務長が兼務をされるというふうに僕は伺っているんですけれども。その、先生、それからスタッフの皆さん、人員も削減されていくと。そして新たな事業に取り組んでいく。この姿勢というものは、やはりいろんな時代、変わっていく中でですね、対応していく、そのことは大切なことだと私は思います。結果がどうあるかは難しい中で、まず、足を踏み出していただいた。そのことはやはりそれなりに病院のスタッフの皆さん、相当、それなりの覚悟があろうかと存じます。問題になるのは、私が一番懸念するのは、職員の、そこで働く皆さんがそういう体制になっているのかどうか、私にはなかなかわからないので、その辺の体制を含めてですね、取り組みとというものを、お考えを伺いたいと存じます。

●病院事務長（土肥事務長） 前段のチラシの件でございますけれども。実は、この条例の提案の中でも申し上げさせていただきましたが、北海道、保健所を通した協議が大変時間を要したと、保健所の考え方をいただくのに時間を要して、1月30日まで延びたということもありまして、それからこの町民への説明をどうしていくかということで、相当我々も検討しました。

この町民への説明と言いますのは、その施設計画の中にですね、必ず行うということで、実施した記録も添えて計画を出すということが義務付けられているような形になっているということなものですから、どうしても日程の関係からいいまして、この臨時議会の経過後にそれをお知らせして実施するということになりますと、1か月もない中での北海道の作業ということになるものですから、大変これが窮屈な取扱いになるということで、できれば保健所の1か月以上の余裕ということもありまして、今、議員の質問にもありましたとおり、本当に苦渋の選択と言いますか、やむを得ない処置として、早めの周知を行ったという経過にあります。1月23日の議員協議会の中でも詳しい日程表を配布させていただきました。2月の上旬には住民への説明会をやりたいんだという話もさせていただいたとおりですね、大変厳しい日程の中で進めざるを得なかったというところは正直なところあります。そういった事情をここの部分については、ご承知おきをいただきたいと思います。

ただ、できるだけ早い周知というのは大変に心がけたということでございます。それが

ら、後段の体制につきましてですが、実は2月の始めにこの、4月1日からの動きを見据えた中での、職員体制の内示をもうすでにしております。この体制で行くということで、各部署で、今の現状の働いている場所はこうですが、この4月1日の動きを見据えた中でのですね、様々な取り組みがあります。いろんな委員会ですとか施設の準備ですとか、いろんな協議があります。そういった中でもすでにそういう内示をしまして、取り組んでいるという状況でありまして、特に4月1日からの動きに対して特別支障になるところは今は無いのかなと思いますし、新たな施設を造って動き出すわけではございませんので、病院の中の一部の階をそのまま入所施設に移行するということでありますので、それほど今、特に問題はありませんし、スムーズな移行ができるかなというところでは進めておりますが、何せ期間がないということは、4月1日までの間で現実問題としてありますので、十分病院の体制の中で取り組めるようにひとり一人の現況を図りながら今、取り組んでいるところでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

●9番（南谷議員） 大変、説明ですね、責めているんじゃないんですよ。よくやったと言っているんですよ。

そういう中で。それくらいやはりこのリアルタイムな時代に対処していただきたいな今後もと、そういう想いで言っているのです。誤解をしていただきたくないなと思います。

それから、やっぱりスタッフ、新たな仕事をするわけですから事務長がいくら旗を振ってもですね、スタッフのチームワークというのが大事だと思うんですよ。まして、新たな仕事なので、一丸となってきちっとやっていくんだという意気込みを伺えればなと、そんな思いでお尋ねをさせていただきます。いかがですか。

●病院事務長（土肥事務長） 私一人がですね、動かせるような施設ではありません。次長以下、それから看護部以下、総看護師長を含めて毎日のように打ち合わせをしながら4月1日に支障のないように取り組んでいる状況ですので、よろしくお願いしたいと思います。

●議長（音喜多議長） 他、ございませんか。なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第7、議案第4号、厚岸町介護老人保健施設事業特別会計条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） ただいま上程いただきました議案第4号、厚岸町介護老人保健施設事業特別会計条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。本年4月1日から開設の厚岸町介護老人保健施設事業の運営に係る会計を新たに特別会計として設置し、既存の厚岸町介護サービス事業特別会計と区別することで一層の経理の適正化と経営状況の把握が容易となるように、かつ、病院事業からの転換施設として経営を一体的に処理可能となるよう、単独設置を図りたく厚岸町介護老人保健施設事業特別会計条例を新たに制定しようとするものです。

また、この条例の制定により、既存の厚岸町介護サービス事業特別会計の取り扱う事業の範囲に変更が生じることによる一部改正を併せ行おうとするものです。

最初に、この条例の題名を、厚岸町介護老人保健施設事業特別会計条例とするものです。

第1条では設置規定であります地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、厚岸町が行う介護老人施設事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置すると規定するものであります。

第2条は、歳入歳出の規定であります。内容です。この会計においては厚岸町介護老人保健施設事業から生ずる介護給付費収入、予防給付費収入、自己負担金収入、財産収入、寄付金、一般会計繰入金その他の収入をもって歳入とし、施設サービス事業費その他の支出をもってその歳出とすると規定するものであります。

次に附則であります。

第1項では、施行期日を平成24年4月1日からとするものです。

第2項では厚岸町介護サービス事業特別会計条例の一部改正です。新たな会計の設置に伴い、関連して既存の厚岸町介護サービス事業特別会計条例（平成12年厚岸町条例第9号）の一部改正が必要となったものであります。

内容ですが、別に配布しております議案第4号説明資料、厚岸町介護老人保健施設事業特別会計条例附則第2項による厚岸町介護サービス事業特別会計条例の一部改正新旧対照表をご覧ください。

第1条中、厚岸町が行う介護サービス事業の次に（厚岸町介護サービス事業条例（平成12年厚岸町条例第2号）第2条第6号から第8号までに規定する事業を除く。）を加える改正です。

これは、この特別会計で扱う介護サービスから新たに設置する厚岸町介護老人保健施設事業特別会計と従来通り病院事業会計で処理する3事業を除外することで、各会計で処理するサービスを明確にするものであります。除外する事業は、1つは第6号で規定する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション。2つ目は第7号に規定する介護保健施設サービス、3つ目は第8号に規定する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護であります。以上が、改正条文の説明です。

なお、本条例に基づく特別会計の予算案につきましては、3月開会の第1回定例町議会に上程する予定であります。資料要望のありました予算案の概要について、別に資料配布しておりますので参考に供してください。

以上、簡単な説明であります。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。9番。

●9番（南谷議員） 議案第4号参考資料、これを見て質問をさせていただきます。

この資料なんですが、およそ今回の事業で7,300万で、内、老健分、新たな事業のための費用が457万3千円というこの中から。

そうすると、この分離してやっていく事業は実際、6,863万6千円というこういうことで理解をさせていただきました。ということは、新たな事業をするんですけれども、新たにかかるもの450万以外のものは、ある程度事業を縮小して、その人件費も含めてですね、総体の中でその、トータルで今までの病院の事業の収支的には総体事業費というのは、変わらないという理解をさせていただいたんですがいかがでしょうか。

●病院事務長（土肥事務長） ほぼですね、大枠のお話でさせていただきますと、ほぼ、若干の差異はありますが、そのような考え方でよろしいかと思います。

●9番（南谷議員） 私自身ですね、非常に病院事業会計が厳しい中で、老健をやることで、相当その事業収支に大きな変革があるのかなという期待度がありました。正直なところ。

ですけれども議員協議会等でも説明を受けたんですけれども、24年の職員の退職の分、25年以降、将来的には人件費の関係でという以外は大きな数字の差異というものは、説明を受けられなかったんですけれども。私自身そう思うんですけれども、町民の皆さんも、いやあ、病院大変なんだと。新たな事業をやることでと、何か期待を膨らましている町民もおられると思うんですが、その辺誤解のないようにしていただきたいなと。やはり、新たな老健事業をやることでですね、その、大きな収益が改善するという誤解があっては僕はまずいのではないのかな、その辺のお考えについてですね、きっちと方向性というものを示していただければなと考えますがいかがでしょうか。

●病院事務長（土肥事務長） このことにつきましては、昨年の12月の病床削減の中でも議論をいただきましたが、病床を削減すると同時にですね、もっている人員体制の見通しがかなりきついということでありますと同時にですね、やはり今まで療養病床にいる方の、一般病棟でその分の入院患者については、一般病棟の方に転棟してもらうということになりますけれども、ある程度は扱いというものを検討しなければならないということがありました。

そうした場合には、2階病棟の転用についての検討が必要であろうということではこの高齢化に対する老健施設というものが有効であろうということと同時に、病院からの転換策としては、今考えられる最高の、現時点では有利な転用策であろうとして進めてきたところでありまして、これをもし、やらずしてですね、病床削減だけにしますと、大変、人件費を抱えたままの状況では経費の増が、増と言いますか、維持が大変難しいということもありまして、それらを総合的に絡めて検討した結果、老健事業に移行することで人件費をその分で見つつですね、これから高齢化に対応するような施設に転用できるというような見通しを持って今、進めようとしているところでございます。

●議長（音喜多議長） よろしいですか。他、ございませんか。なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第8、議案第5号、平成23年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） ただいま上程いただきました、議案第5号、平成23年度厚岸町病院事業会計補正予算2回目について、その内容を説明いたします。

今回の補正予算は、資本的収支に関する補正であり、病院で保有する車両の廃車に伴う購入事業にかかるものであります。現在病院では救急自動車1台と乗用自動車3台の計4台の車両を保有しています。内、乗用自動車については、1台を主に事務やりハビリ、看護師などが日常の業務で使用するほか、他の2台は主に医師や出張医の送迎に使用してきたものでございます。この主に医師や出張医用として使用の公用車の内の1台が昨年12月25日に凍結した路面を走行中に路外に逸脱する単独自損事故により、車両が全壊全損となったことから、この事故にかかる保険金により、これまで使用してきた車両と同程度以上の代替えとなる普通乗用自動車を購入しようとするものであります。補正予算の内容説明に移ります。

まず、第1条は総則であります。平成23年度厚岸町病院事業会計の補正予算は次に定めるところによると規定しています。

第2条は業務の予定量の補正であります。その内、主な建設改良事業の補正です。新たに車両購入事業として135万円を計上するものです。

第3条では、資本的収入及び支出の補正であります。内訳につきましては、4ページの補正予算説明書で説明いたします。

資本的収入ですが、1款資本的収入、2項1目保険金で、自動車事故共済金135万円の増です。事故車両が加入していました車両保険からの保険金収入であります。この保険金につきましては、1月20日に収入済みであります。

資本的支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、3目車両購入費135万円で、普通乗用自動車を購入しようとするものであります。

以上が、資本的収入及び支出の説明です。2ページに戻りまして、補正予算実施計画です。続く3ページは、補正資金計画書、5ページ、6ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

以上、議案第5号、平成23年度厚岸町病院事業会計補正予算2回目の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議長） これより質疑を行います。なければ以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

- 議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議長） 以上で本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。よって、平成24年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前11時49分）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成24年2月17日

厚岸町議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

